

## 令和3年度 第3回二宮町総合計画審議会 会議要旨

日 時 令和4年2月22日（火）午後2時00分から4時30分

場 所 二宮町役場3階 第1委員会室

出席者 委員10名

竹村 洋治郎 委員、阿部 正昭 委員、片岡 宇一郎 委員、関野 茂司 委員、  
湯川 恵子 委員、小野寺 裕美 委員、林 晃 委員、江守 正多 委員、  
磯部 和美 委員、守屋 保子 委員

町職員 志賀政策担当部長

事務局 企画政策課3名

欠席者 委員2名

岡野 敏彦 委員、井上 宗士 委員

傍 聴 0名

配布資料

次 第

資 料1 第2回意見結果

参考資料1 基本計画重点的方針（施策横断イメージ）

会議概要

1. 開 会

2. あいさつ

第2回目の書面開催でいただいた意見を基に、本日は審議を行います。意見の中には、二宮町の良さを感じるコメントも含まれており、そういう点も上手く本審議会の意見として盛り込めたら良いと思っております。

3. 議事

### (1) 基本構想素案について

---

○ 質問事項等

会 長 ：町民満足度調査の「47の分野別施策における『重要度』と『満足度』」の中央値を追加するのであれば、平均値を「赤線」で、中央値を「青線」で区分けするなどして分かりやすくした方が良くと思います。

○ 基本理念と10年後の将来像

会 長 ：意味が通りやすくなるように、文言の修正をいくつか提案しました。基本理念は、普遍的なものであり、今回、立ち返って二宮町町民憲章を据えるとの趣旨だったため、基

本理念の考えについての説明文のみ修正案を提案しました。また、将来像については、冒頭で二宮町の最大の特徴である「自然」を出し、主体である人と人の関係に言及し、その結果として笑顔があふれるとした方が、流れがスムーズだと思いましたので、「豊かな自然と心を育み、つながる人と人。笑顔あふれる町 二宮」という案を提案しました。こうすることで、少し目標への焦点が定まったような気がします。

委員：町民憲章は昭和 53 年に制定されており、時代がだいぶ変化しているため、新しい流れ等も踏まえたものに修正した方が良いと思います。検討にあたっては、町民の参加も促してはいかがでしょうか。

会長：町民憲章の内容を見直すことは本審議会の役割ではないとは思いますが。町民憲章の見直しを議論する場などは考えられるのでしょうか。

事務局：本審議会として意見書に、憲章の見直しの必要性について触れていただくことは可能だと思います。町としては、理念は計画の骨格で普遍的なものであると考えるため、時代に伴って必要となる対応については、理念ではなく、計画書の資料の中で補足していくことをイメージしています。

会長：理念とはあらゆる時代の変化を包括的に表現したもので、都度、表現を変化させていくものではないと思います。社会的な変化については、下のレベルのビジョンや計画内容で反映していくのが一般的です。町民憲章をそもそも知らなかったとの意見もあったので、まずは今回計画にしっかり明記することで、町民の中での理解を深め、将来的に議論の熟成が出来たタイミングで検討するようなステップを踏むことが重要だと思います。

委員：過去からの計画の流れの中で、第 6 次総合計画で、町民憲章が理念となった経緯が町民にも分かるようにした方がよいと思います。

事務局：第 5 次総合計画には町民憲章の記載は特にありませんが、第 4 次総合計画には、基本構想の枠の外として記載されていました。近隣市町村を見ても、まちづくりの根幹として、理念に憲章を位置づける傾向にあり、それらの状況を踏まえて、改めて、町民憲章を計画に理念として明確に位置付けることにしました。

会長：しっかりと明示して、町民の方々の目に触れることが重要なのだと感じました。

委員：町民憲章の中で「きまりを守り」とは、良い意味での保守と、悪い意味での保守があるように思います。今後、憲章の議論をされる際には、常識にとらわれない斬新な発想の取り組みが抑制されてしまう意味の捉え方もあるとの観点も考慮した方がよいと思います。また、将来像を考える時に、共通する意見と相違する意見が生じると思います。小中学生などからは商業施設等のにぎやかさを望む声もありましたが、基本理念と将来像を見ると落ち着いたイメージを町として選択をしているように感じました。

委員：現在の将来像ですと、まちづくりの基本目標を総花的にまとめているにとどまっているため、「落ち着いた町」などと重点に置くものを落とし込めると、まちづくりの目指すべき方向性の見える化に繋がると思います。

委員：住みよい落ち着いた町でも、良いまちづくりには商店の存在が必要となります。町の規模を考えると、産業を促進するというより、住む人にとって買い物しやすい環境を整えることになるのだと思います。また、近年、移住者が自然食や SDGs 等の環境に配慮

したお店を創業されています。都会に近く、ほど良い田舎という二宮の環境にあった店づくりが重要になってくるのだと思います。

会 長 : 二宮らしい発展のあり方を大切にされているのだと思うので、説明の中に分かりやすく加えられたら良いと思います。本審議会で、具体的に意見を修正する箇所まで指定する必要はあるでしょうか。

事務局 : 指定いただくことも可能だと考えています。

会 長 : 加筆する方向で進みますが、文言等は答申書の案の中で議論をしていきます。憲章の文言については、将来的に町民の中で見直そうとする民意が形成されるようなプロセスを経る必要があると思うので、今後の議論なのだと感じました。

委 員 : 憲章の内容は概ね良いことが書かれていると思いますが、時代に即していない部分や掲載されている言葉に縛られてしまう懸念もあります。文言そのものを変更することはできないとは思いますが、理念の設定の考えなどを説明の中で補足することは可能なのではないのでしょうか。

委 員 : 町民憲章を制定した経緯はどうなっているのでしょうか。

事務局 : 町史によると、町民から草案を募集し、町民憲章制定委員会が審議して制定したと記録が残っています。

委 員 : 良いまちづくりのためには、町、町民、議会等が一体となり共通理解のもと、取り組んでいく必要があります。理念はまちづくりの根幹となるため、町民憲章の理解をもっと深めることができるように情報共有が重要です。

会 長 : 今回の審議会では、憲章の内容にまでは踏み込みませんが、「町民憲章の制定当時から時を経て、時代に併せ見直す時期が来ている」などと、意見を付すことは可能かもしれません。

事務局 : ご意見の中で、「教養を高め、文化のかおる豊かな二宮町をつくりましょう」の「かおる」という修飾語はどこに係っているのかというご質問がありました。これは、「豊かな」の部分だと考えており、「教養と文化の香りにより何かが豊かになる」という意味だと捉えています。

事務局 : 追加で、町民憲章の制定に関して説明させていただきます。議会史によると、町民憲章には、制定に関する前述があること、また、議会、農業委員会、区長会、民生・児童委員、社会教育委員会、体育協会、学校長等の代表者から構成された策定委員会の委員長から「いつの時代になっても、この憲章を深く心に刻み、実行したならば、必ず理想的なまちづくりが出来ると信じる」と意見が付されたと記録されていました。

## ○ まちづくりの方向性

### (1) 子どもたちの健やかな成長と生きる力を育むまち

会 長 : 子育ての段階だけでなく、妊娠期からのつながりのある支援が重要だと考えるので、そのような文言を追加できればと考えています。

委 員 : いじめや不登校といった社会課題があるなか、子どもたちを守るために子育て・教育の分野で子どもの権利条例の必要性について、言及出来たらと考えています。

会 長 : 子どもの権利というのは非常に重要な視点で、条例とするかも含め、他市町の事例を

参考に検討を促すよう、答申書に盛り込んでいくのは良いと思います。

委員：ドリルなどの学習面において、ICT化で効率化できる部分とそうでない部分を見極め、学習効果を高めていく必要があると思います。一方で学校に求められる協調性や多様性の受容といった「他者との関わり」によって育まれる力の重要性についても文言として加えられればと思います。

会長：これからの教育として心の問題だけでなく、ICTの活用などといった新しい要素も記載があるとより良いので、その点も答申書に盛り込んでいきましょう。

## (2) 誰もがいきいきと豊かに暮らせるまち

委員：活動上の経験から、住み慣れた土地でいつまでも自分らしく暮らしていくためには、人と人との関わり合いや、支えあいが欠かせないと実感しています。

会長：文面上、高齢者寄りにとられかねない文章になっているため、子どもから高齢者までという意味合いがもっと見えるといいかもしれません。

委員：二宮町では町内5校に学校運営協議会が立ち上がり、地域の大人による通学路の見守りやスキルを活かした活動を展開しているので、そのような文言もどこかに入れられると良いと思います。

会長：世代間の継承の構築といったことにもつながると思いますので、記載について検討できればと思います。

委員：豊かな自然環境が二宮の強みだと思うので、それを認識しつつこの町らしいデジタル化を進めていてもらいたいです。具体的にはデジタルの良さや実物の良さがあるなかで、自然の中での体験などを踏まえて、使うだけのITでなく作るITについても子どもたちに経験させるなど、町の強みを生かした教育をうたってもらいたいです。

会長：(1)では新しい技術について、(2)では自然環境について、もう少し盛り込みつつ、子どもも高齢者もという視点を描いていく感じだと思います。

## (3) 人と地球にやさしい持続可能なまち

委員：今後30年で世界の二酸化炭素排出量を実質ゼロにしていく必要があるなか、日本も2050年までに脱炭素化すると政府が発言しており、自治体にもそれが求められています。小さい自治体には難しいことは承知していますが、非常時の対策や経済循環といったメリットも認識しつつ、自然と調和した形での取り組みの推進について、今回の計画に記載していただきたいです。

会長：この点について、町の中でどのような議論がなされていますか。

事務局：この総合計画の策定と同時に、環境基本計画の策定も進んでいるため、その部分については一定の記載があると思いますが、具体的な記載内容まではわかりません。

会長：この総合計画基本構想が理念計画の側面もあるため、委員の指摘を答申書に反映させていく必要はあると思います。

事務局：計画上はこの総合計画の下に環境基本計画が位置付けられます。この環境基本計画には基本理念のようなものがうたわれるであろうと考え、その環境基本計画における基本理念が(3)に記載されてくると思いますので、今後関係部署と調整をしていきます。

会 長 : 具体的な取組は、今後の基本計画になると思いますが、理念的なものは盛り込めると  
思いますので、関係部署と調整しつつ進めてください。

会 長 : 地球規模の温暖化が関係する環境と同じ項目に、地域単位の防犯が入っていることに  
違和感があるため、防犯は（５）に移行した方がいいのではないのでしょうか。

事務局 : ご指摘いただいた防犯力に絡む「安全安心」には、防犯と交通安全が含まれています。  
しかし、わかりにくいことと規模感の違いなどから、どのように割り当てていけるか今  
後検討していきます。

委 員 : 環境と防災が同じ並びにあることは違和感ないのですが、地域の支えあいという視点  
で見ると防災と防犯も同じ並びであっても違和感はなく、その場合この項目を環境に寄  
せすぎないで述べるのであれば、このままでもいいのかもしれない。

会 長 : では、今後の（５）を議論しつつ、協議していきたいと思います。

#### （４）地域資源を生かしたにぎわいのある活力に満ちたまち

委 員 : 観光の分野において、今後 10 年で町の魅力を生かし、交流人口を増やすための観光  
の在り方を検討してもらいたい。また、二宮町主体で進めている湘南オーリーブの地域団  
体商標登録の動きもあるので、新しい産業として文言が記載できないか検討してもらい  
たい。

事務局 : 委員からご紹介のあったオーリーブの件は、産業振興の一環として町が進めているもの  
ではありますが、特定の事項に関するものであるため、今後の具体的な取組を記載する  
基本計画の中で記載していきたいと考えます。

委 員 : 地域資源というと産業などの視点になりがちですが、新規に転入してきている世帯に  
とっては子育てや教育の環境もキーワードになっており、移住に関連させてライフスタ  
イルの提案とにぎわいという視点も入れられるのではないのでしょうか。

会 長 : 複数の施策に関連した考えではありますが、冒頭に事務局から説明のあった施策横断  
的な設定として可能でしょうか。

事務局 : 冒頭で説明させていただきました基本計画の期間中に重点的に取り組むべき施策（重  
点的方針）は、施策横断的に見せていく手法を取る予定です。逆に現在協議いただい  
ている施策分野ごとの説明は、その分野の説明になるため、どのように答申書として記載  
していくかは検討させてください。

会 長 : 意図としてはどこかに移住という視点を入れ込めたらと考えています。

委 員 : 都市的な発展を望んでいる中高生の声を町としてどのように感じているのでしょうか。

事務局 : 中学生ワークショップでは、町の弱みとして活気がない、ショッピングできる場所  
が少ないなどの意見が出ていましたが、町の好きなどころとして自然が豊かであるとい  
った意見が多かったことから、豊かな自然を前提にした商工業の振興が望まれていると  
考えています。

#### （５）都市と自然が調和した安全で快適なまち

委 員 : 安全安心は地域づくりというカテゴリーにも関連させることができるので、（７）に  
位置付けることも考えられると思います。

会 長 : 安全安心については、その視点によって帰属させ得る項目も変わってくるため、どのように位置付けるかは次回にご提案させていただき、改めてご協議いただければと思います。

(6) 町の歴史や文化への誇りと、学びを通じた生きがいがあるまち

委 員 : 他の項目に比べて何を主張する項目なのかがわかりません。

事務局 : 歴史文化の継承と、生きがいを持って生活をするための生涯学習活動という主に2点について述べている項目になります。町民ワークショップでも、この町の気候風土や歴史といった魅力をはじめ、自分たちの技能などを子どもたちに伝えていくことで、大人には生きがいややりがいを、子どもたちには郷土愛を育むことができるとの意見が出ました。主張が見えにくい要因としては、二つの論点を1文で書いてしまっていることも要因と思えますので、記載方法を工夫していきます。

会 長 : 多少、字句の修正が必要かもしれません。ただ、先ほどの町民憲章の最後の文章とこの項目がリンクしてそうなのと、他の項目に分解することも難しい項目でもあると思います。

委 員 : 計画の文章をどのような文体で書くべきかがわかりませんが、論点を明確にするため、例えば科学論文のように結論を先に述べて、句点で説明を後ろにつけるといった手法も考えられると思います。

会 長 : ポイントはわかりやすいことだと思いますので、文章校正について工夫をしていただきたいと思います。

(7) きずなを強め、町民と行政がともに取り組むまち

委 員 : この項目が行政と町民のつながりをメインとしたものなのか、町民同士のつながりをメインにしたものなのかによって、先ほどの安全安心を位置付けられるかが変わってくると思います。

事務局 : 行政と町民のつながりのほか、地域づくりでは町民同士のつながりの必要性について述べていく項目だと考えています。

会 長 : では、両方について述べていることが分かる文章への修正をするとともに、それによって町民同士のつながりによる防犯活動などについて、入れ込むことが出来るのであれば安全安心の記載を移動することも検討してみてください。

委 員 : 行政というものは新しいものへの変化が難しい組織だと考えるため、この項目で町民とのつながりを述べるのであれば、より柔軟性を大切にする想いを記載してもらいたいと思います。

会 長 : どのような表現とするかは検討することとして、町民と行政がより良い関係を維持するためには臨機応変さや柔軟性が求められるので、意見として入れていけるものと考えます。

○その他(全体)について

会 長 : その他全体に関わるものとして、意見をいただいておりますが、補足等がありますので

しょうか。

委員：第5次から第6次に移行するにあたって、第5次の反省点などはどういったことでしょうか。

事務局：現在協議いただいている基本構想は、基本計画と違って具体的な施策等を述べている部分ではないため、施策の進捗といった反省点を反映する部分ではないと考えています。反省点を踏まえて見直した点としては、前回の会議でご説明させていただきましたように、計画の体系の部分で課題があったものを改善いたしました。

委員：では、取り組みとしての反省点は、構想を策定するうえでは含まれていないという認識で良いでしょうか。

会長：委員の言われている反省に基づいた計画策定とは、より具体的な施策や取り組みについて位置付ける基本計画の部分で関わってくる部分であり、その部分でご議論いただいた方がわかりやすいかと思います。

会長：方向性の順序については理由付けが必要ですが、事前の打ち合わせで町の考える重要度順になっているとの説明を受けています。事務局から補足がありますか。

事務局：参考資料として配布いたしました町民満足度調査の施策の重要度と満足度のグラフに示す通り、町民のみなさんからの回答などから町としての優先度を考え、配置しています。

会長：土地利用構想について、意見が出ていますが補足等がありますでしょうか。

委員：小田原市などでも事例があるようですが、耕作放棄地を利用してソーラーシェアリングをしつつ、環境再生型農業を展開するといった取り組みを検討していただきたい。

会長：表現方法は別として、二宮町の財産である自然を生かしつつ地球温暖化対策を進める意気込みを入れ込んでいくということは大切なことだと思います。

事務局：答申書に盛り込むことは可能だと思います。ただ、土地利用構想は具体的な事象を入れていくものではないため、より具体的な施策を入れ込んでいく基本計画や施策分野別の方向性の中で入れ込んでいけると考えます。

会長：意図としては具体的な文言というより、「環境への配慮」のように抽象的な表現を全体的にちりばめ、ひいては自然を大切にする二宮らしさにできるのではないかと考えるので、理念として構想に入れていきたいと思います。

委員：土地利用構想は公共施設に限ったものでしょうか。

事務局：基本構想素案では文章のみを記載していますが、完成版はマップが掲載されます。これは個別具体の施設名が掲載されるものではなく、住宅地のゾーン分けや観光や歴史文化、原風景といった一定のゾーニングを掲載するものです。

委員：ラディアンに行ってホールで鑑賞するなど、その場に行って体感するものはあるものの、今の時代はゾーンで分けられないものが増えていると思います。そのため、図として必要な部分があるのかもしれませんが、それよりも理念的にどのような方向性で土地を活用していくかを表現した方がいいような気がします。

事務局：総合計画の土地利用構想は、もともとは都市計画の用途地域を決定していく流れから作成していたものだと思います。今となっては用途地域はすでに決定され、概念図として残っているものと捉えていただければと思います。

会 長 : 釈然としない部分はあるかもしれませんが、過去の構想を策定する際に残ったもので、意味合いを持たせるのであれば経年的にここの文言がどのように変化してきたのかがわかる記録として捉えることもできると思います。そのように捉えると、過去からの継続性という観点から、削除ではなく残しつつ、どのようなビジョンで土地利用を考えているかが分かるものにする必要があると思います。

会 長 : 今回の審議会では基本構想の部分について意見を出していくもので、個別具体の施策や取り組みについては、今後の基本計画の部分で改めて協議していきますので、ご承知おきください。

## (2) その他

---

事務局 : 4点ほど事務連絡をいたします。1点目は次回の審議会についてです。第4回目は書面開催とし、今回ご意見いただきました点をまとめた答申書の案をお送りいたします。この答申書の案に対するご意見をいただくことを書面による第4回目の審議会とさせていただきます。2点目は第5回目の審議会の日程調整についてです。事前にお配りさせていただきました日程調整表を、3月4日(金)までに企画政策課にご提出ください。3点目は本日の議事録についてです。第1回目と同様に事務局が作成しました議事録を皆様に確認していただいたのち、町ホームページ等に掲載したいと考えておりますので、議事録がお手元に届きましたらご確認をお願いいたします。なお、第1回目の議事録に修正点がある場合は、会議後に事務局にご指摘ください。最後の4点目は本日の委員報酬についてです。委員報酬の請求書は会議後に事務局までご提出ください。

## 4. 閉会